

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2391号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486番 FAX03-3580-5955
 発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 -8 -47697 <http://www.zck.or.jp>



春を待つ白樺

~~~~~もくじ~~~~~

情 随 情 政 政

報 想 報 策 策

|                             |       |      |
|-----------------------------|-------|------|
| 政策リーダー                      | ..... | (11) |
| 万葉のふるさと町づくり                 | ..... | (10) |
| カプセルNOW&NEW                 | ..... | (7)  |
| 地方公共団体による公的個人認証サービスのあり方で報告書 | ..... | (5)  |
| 公債費負担比率、依然過去最高              | ..... | (2)  |

## ◎写真募集◎

本誌用紙に掲載の写真を募集しています。  
 四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)  
 なお、採否は当方に一任願います。  
 送り先：全国町村会・広報部

## 閑話休題

愛媛県内子町は昭和五十年代初頭から、町並み保存に取り組んだ町として名高い。古い町並みの中で人びとが日常の生活をし、それを誇りにしている。そのことが魅力となり、多くの観光客も訪れる。最近では、この活力を周辺の山間部にも広めようと、棚田の残る石畳地区で、住民主体の村並み保存が軌道に乗ってきた。中核施設の「石畳の家」は、農家の主婦が中心となって運営され、多くの宿泊者を惹きつけている。そうした中、そのあり方を再評価しておかない

## 内子座

ればならないのが、町並み保存地区に程近い「内子座」の存在だろう。大正天皇の即位を記念して、地元有志が建設資金を出し合せて、大正五年に建てられたのが内子座だ。蠟製造から得た莫大な利益をつぎ込んだ。終戦間際まで歌舞伎が上演され、内子文化の中心と言ってもよかった。しかし戦後、一時は映画館として使用されたものの、昭和三十年から五十年までは地元の内山商工会の事務所、それ以降は倉庫として荒れるがままであった。町並み保存が評判になるにつれ、内子座の存在も違った意味で話題に上るようになった。それは内子座

を潰して、訪れる観光客用の駐車場や道路拡幅用地にしようといった意見だった。昭和五十六年、町では住民に対してアンケート調査を行なった。内子座を残そうという意見は僅か数パーセント、七割近くは取り壊せというものだった。そういう住民の意向にもかかわらず、町では修復、保存に踏み切った。

昭和五十八年から三年間で七千万円、その後五千万円をかけて内子座は再生した。六十一年には町並み保存の先輩格、ドイツ・ローテンブルクの市長も招いて、町並み保存十周年を記念して、全国規模のシンポジウムが内子座を舞台に開催された。それを皮切りに内子座は町の文化ホールとなる。現在でもほぼ毎週、様々な企画が実施されている。内子座を見学に来る人たちの入場料三百円で、施設の管理費自体もまかなえるようになった。最近のアンケート調査では、内子町民が最も誇りにするものは内子座だという結果も出た。

いらないものを殺ぎ落とし、町の誇りを浮かび上がらせる、深みのある取り組みが必要なまちづくりの時代となった。

(法政大学教授 岡崎昌之)

平成十二年度市町村決算の概況

公債費負担比率、依然過去最高

総務省は二月二十六日、全国の市町村（東京二三区と一部事務組合を含む）の平成十二年度普通会計決算の概況を発表した。

それによると、歳入総額は前年度比四・九％減の五二兆八、〇四二億円、歳出総額は同五・三％減の五一兆一、六一〇億円。決算規模がマイナスになったのは平成九年度以来三年ぶり、歳入は固定資産税など税収の減少が、歳出は公共投資の抑制や介護保険のスタートで介護サービス費用が普通会計から事業会計に移管されたことなどがそれぞれ主な原因となっている。

歳入では、市町村税収の四四・〇％を占める固定資産税が、評価替えに伴う土地、家屋の評価額減少などにより二・九％減の七兆九、九八六億円となったほか、市町村民税は法人分が二・五％増となったものの、個人分は四・一％減のため、全体として二・七％減の七兆七、二三二億円となっている。地方交付税は、税収減や公債費増によって基準財政需要額も増加したことから、二・七％増の九兆九、九三六億円となった。各種交付金は定額郵貯の大量満期に伴う利子割交付金の大幅増などにより二五・一％増の二兆四、一九八億円。その結果、歳入全般に占める一般財源比率は三・六ポイント上昇し、五九・九％となった。

歳出は、義務的経費が三・八％減の二兆五四〇億円。人件費が〇・六％減の一兆八六〇億円となったほか、扶助費も介護サービス経費の事業会計への移管に伴い一四・七％減の四兆七、〇四三億円と大きく減った。公債費はほぼ横ばいの六兆二、六三六億円。投資的経費については、普通建設事業の補助が八・一％減の三兆九、〇九二億円、単独も七・二％減の七兆六五七億円と抑制されたことが影響して八・三％減の一兆七、五三六億円となった。

経常収支比率は、人件費、扶助費の減少で経常経費が縮小したため、〇・三ポイント低下して八三・六％と二年連続で低下した。公債費負担比率は、前年度と同じ一六・三％で過去最高となっている。概要については次のとおりである。

平成十二年度市町村決算（普通会計）について

1 概要

平成十二年度の市町村の財政状況

表1 決算規模

| 区 分  | 平成12年度     | 平成11年度     | 増減額         | 増減率    | 前年度増減率 |
|------|------------|------------|-------------|--------|--------|
| 歳入総額 | 52兆8,042億円 | 55兆5,075億円 | ▲ 2兆7,033億円 | ▲ 4.9% | 2.5%   |
| 歳出総額 | 51兆1,610億円 | 54兆 181億円  | ▲ 2兆8,571億円 | ▲ 5.3% | 3.1%   |

（注）特別区、一部事務組合を含む（特に注記のない限り、以下同じ。）。

表2 決算収支

| 区 分     | 決算額       |         | 赤字の団体数  |         |
|---------|-----------|---------|---------|---------|
|         | 平成12年度    | 平成11年度  | 平成12年度  | 平成11年度  |
| 実質収支    | 1兆1,252億円 | 1兆220億円 | 22団体    | 22団体    |
| 単年度収支   | 1,048億円   | 911億円   | 2,383団体 | 2,280団体 |
| 実質単年度収支 | 3,743億円   | 2,726億円 | 1,922団体 | 1,976団体 |

（注）実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額  
単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額  
実質単年度収支：単年度収支に、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

は前年度に引き続き極めて厳しい状況にある。

市町村民税、固定資産税等の減により三年連続して地方税収が減少。

財政構造の弾力性が乏しい状態（経常収支比率が前年度より〇・三ポイント低下の八三・六％となっているが、なお高い水準となっている。）。

地方債現在高の増等により、将来にわたる実質的な財政負担は、一・二％増の約五五兆円（標準財政規模の約一・八倍）。

（注1）市町村には、特記がない限り、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。  
（注2）将来にわたる実質的な財政負担とは、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額（債務負担行為額）を加え、積立金現在高を差し引いた額。  
（注3）標準財政規模と

## 政 策

表3 歳入

| 区 分            | 12年度    |       | 11年度    |       | 比 較     |        | 前年度<br>増減率 |
|----------------|---------|-------|---------|-------|---------|--------|------------|
|                | 決算額     | 構成比   | 決算額     | 構成比   | 増減額     | 増減率    |            |
| 地方税            | 180,903 | 34.3  | 185,931 | 33.5  | ▲ 5,028 | ▲ 2.7  | ▲ 0.5      |
| 地方譲与税          | 4,879   | 0.9   | 4,782   | 0.9   | 96      | 2.0    | 2.5        |
| 地方特例交付金        | 6,623   | 1.3   | 4,977   | 0.9   | 1,646   | 33.1   | 皆増         |
| 地方交付税          | 99,936  | 18.9  | 97,319  | 17.5  | 2,616   | 2.7    | 10.9       |
| 地方消費税交付金等各種交付金 | 24,198  | 4.6   | 19,336  | 3.5   | 4,862   | 25.1   | ▲ 5.4      |
| 小計（一般財源）       | 316,538 | 59.9  | 312,346 | 56.3  | 4,192   | 1.3    | 4.2        |
| 国庫支出金          | 47,820  | 9.1   | 64,582  | 11.6  | ▲16,762 | ▲ 26.0 | 16.4       |
| 都道府県支出金        | 23,852  | 4.5   | 26,082  | 4.7   | ▲ 2,230 | ▲ 8.5  | 1.1        |
| 地方債            | 49,053  | 9.3   | 55,196  | 9.9   | ▲ 6,142 | ▲ 11.1 | ▲ 15.9     |
| その他            | 90,779  | 17.2  | 96,869  | 17.5  | ▲ 6,091 | ▲ 6.3  | 1.8        |
| 歳入合計           | 528,042 | 100.0 | 555,075 | 100.0 | ▲27,033 | ▲ 4.9  | 2.5        |

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む（12年度291億円、11年度291億円）。

表4 性質別歳出の状況

| 区 分    | 12年度    |         | 11年度    |         | 比 較     |         | 前年度<br>増減率 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|
|        | 決算額     | 構成比     | 決算額     | 構成比     | 増減額     | 増減率     |            |
| 義務的経費  | 220,540 | 43.1    | 229,302 | 42.4    | ▲ 8,762 | ▲ 3.8   | 3.3        |
| 内 訳    | 人件費     | 110,860 | 21.7    | 111,519 | 20.6    | ▲ 659   | ▲ 0.6      |
|        | 扶助費     | 47,043  | 9.2     | 55,161  | 10.2    | ▲ 8,118 | ▲ 14.7     |
|        | 公債費     | 62,636  | 12.2    | 62,621  | 11.6    | 15      | 0.0        |
| 投資的経費  | 117,536 | 23.0    | 128,118 | 23.7    | ▲10,582 | ▲ 8.3   | ▲ 7.1      |
| うち     | 普通建設事業費 | 115,056 | 22.5    | 124,556 | 23.1    | ▲ 9,500 | ▲ 7.6      |
|        | 補助      | 39,092  | 7.6     | 42,556  | 7.9     | ▲ 3,465 | ▲ 8.1      |
|        | 単独      | 70,657  | 13.8    | 76,108  | 14.1    | ▲ 5,451 | ▲ 7.2      |
| その他の経費 | 173,534 | 33.9    | 182,761 | 33.9    | ▲ 9,227 | ▲ 5.0   | 11.5       |
| うち     | 補助費等    | 33,870  | 6.6     | 40,115  | 7.4     | ▲ 6,246 | ▲ 15.6     |
|        | 積立金     | 12,932  | 2.5     | 19,989  | 3.7     | ▲ 7,057 | ▲ 35.3     |
|        | 繰出金     | 37,169  | 7.3     | 30,322  | 5.6     | 6,847   | ▲ 0.4      |
| 歳出合計   | 511,610 | 100.0   | 540,181 | 100.0   | ▲28,571 | ▲ 5.3   | 3.1        |

表5 目的別歳出の状況

| 区 分    | 12年度    |       | 11年度    |       | 比 較     |        | 前年度<br>増減率 |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|--------|------------|
|        | 決算額     | 構成比   | 決算額     | 構成比   | 増減額     | 増減率    |            |
| 議会費    | 4,866   | 1.0   | 4,911   | 0.9   | ▲ 44    | ▲ 0.9  | ▲ 3.0      |
| 総務費    | 65,046  | 12.7  | 66,507  | 12.3  | ▲ 1,460 | ▲ 2.2  | 5.9        |
| 民生費    | 104,547 | 20.4  | 123,768 | 22.9  | ▲19,220 | ▲ 15.5 | 14.9       |
| 衛生費    | 50,397  | 9.9   | 48,867  | 9.0   | 1,530   | 3.1    | 0.6        |
| 労働費    | 2,078   | 0.4   | 2,039   | 0.4   | 39      | 1.9    | 1.7        |
| 農林水産業費 | 22,223  | 4.3   | 23,677  | 4.4   | ▲ 1,455 | ▲ 6.1  | ▲ 4.2      |
| 商工費    | 19,587  | 3.8   | 22,070  | 4.1   | ▲ 2,483 | ▲ 11.2 | 9.4        |
| 土木費    | 96,866  | 18.9  | 101,147 | 18.7  | ▲ 4,281 | ▲ 4.2  | ▲ 6.2      |
| 消防費    | 17,309  | 3.4   | 17,203  | 3.2   | 106     | 0.6    | ▲ 1.5      |
| 教育費    | 60,737  | 11.9  | 60,840  | 11.3  | ▲ 103   | ▲ 0.2  | ▲ 2.9      |
| 公債費    | 62,724  | 12.3  | 62,735  | 11.6  | ▲ 11    | ▲ 0.0  | 6.2        |
| その他    | 5,230   | 1.0   | 6,417   | 1.2   | ▲ 1,189 | ▲ 18.5 | 12.4       |
| 歳出合計   | 511,610 | 100.0 | 540,181 | 100.0 | ▲28,571 | ▲ 5.3  | 3.1        |

## 2 決算規模

歳入 歳出ともに前年度決算額を下回っている。この主な要因は、①介護保険制度の実施に伴う関係収入 支出の介護保険事業会計等への

は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

## 3 決算収支

(1) 実質収支は、前年度に引き続き黒字となり、その黒字額は一兆一、二五二億円。また、赤字の市町村は、前年度と同数の二二団体。

移行 ②介護円滑導入臨時特例交付金が前年度は追加計上されていたこと、③普通建設事業の減少。  
(表1参照)

(2) 単年度収支は、一、〇四八億円の黒字。また、赤字の市町村は、前年度より一〇三団体増加の二、三八三団体。  
(表2参照)

(3) 実質単年度収支は、三、七四三億円の黒字。また、赤字の市町村は、前年度より五四団体減少の一、九二二団体。

## 4 歳入

(1) 地方税 地方税は、市町村民税、固定資産税等の減により、三年連続して減収（歳入総額に占める割合は前年度より〇・八%ポイント上昇の三四・三%）。  
(2) 地方消費税交付金等各種交付金 地方消費税交付金等各種交付金は、

政 策

表 6 財政構造の弾力性

|        | 経常収支比率 | 起債制限比率 |
|--------|--------|--------|
| 平成12年度 | 83.6%  | 10.9%  |
| 平成11年度 | 83.9%  | 10.9%  |
| 差      | ▲ 0.3% | 0.0%   |

(注 1) いずれも加重平均である。  
(注 2) 経常収支比率は特別区、一部事務組合及び広域連合を除き、起債制限比率は特別区を含み一部事務組合及び広域連合を除く。

表 7 段階別市町村数  
(1) 経常収支比率

|        | 70%未満        | 70%以上<br>80%未満  | 80%以上<br>90%未満  | 90%以上<br>100%未満 | 100%以上      | 合 計              |
|--------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|------------------|
| 平成12年度 | 132<br>(4.1) | 1,132<br>(35.1) | 1,696<br>(52.6) | 24.5<br>(7.6)   | 22<br>(0.7) | 3,227<br>(100.0) |
| 平成11年度 | 160<br>(5.0) | 1,258<br>(39.0) | 1,547<br>(47.9) | 243<br>(7.5)    | 21<br>(0.7) | 3,229<br>(100.0) |

(注) ( ) 内の数値は構成比である ( (2) においても同じ。 )。  
(注) 団体数はいずれも特別区、一部事務組合及び広域連合を除く ( (2) においても同じ。 )。

(2) 起債制限比率

|        | 5%未満         | 5%以上<br>10%未満   | 10%以上<br>15%未満  | 15%以上<br>20%未満 | 20%以上      | 合 計              |
|--------|--------------|-----------------|-----------------|----------------|------------|------------------|
| 平成12年度 | 202<br>(6.3) | 1,525<br>(47.3) | 1,401<br>(43.4) | 97<br>(3.0)    | 2<br>(0.1) | 3,227<br>(100.0) |
| 平成11年度 | 176<br>(5.5) | 1,503<br>(46.5) | 1,453<br>(45.0) | 94<br>(2.9)    | 3<br>(0.1) | 3,229<br>(100.0) |

表 8 将来にわたる実質的な財政負担

| 区 分                    |           | 平成12年度     | 平成11年度     | 増減額       | 増減率     | 前年度増減率 |
|------------------------|-----------|------------|------------|-----------|---------|--------|
| 地方債現在高                 | A         | 58兆5,653億円 | 58兆2,685億円 | 2,968億円   | 0.5%    | 2.4%   |
| 債務負担行為額                | B         | 7兆4,179億円  | 7兆5,585億円  | ▲ 1,407億円 | ▲ 1.9%  | ▲ 6.9% |
| 積立金現在高                 | C         | 10兆8,647億円 | 11兆3,816億円 | ▲ 5,169億円 | ▲ 4.5%  | 7.7%   |
| 内訳                     | 財政調整基金    | 3兆 944億円   | 2兆8,688億円  | 2,257億円   | 7.9%    | 3.5%   |
|                        | 減債基金      | 1兆5,762億円  | 1兆4,786億円  | 976億円     | 6.6%    | ▲ 1.5% |
|                        | その他特定目的基金 | 6兆1,941億円  | 7兆 342億円   | ▲ 8,402億円 | ▲ 11.9% | 11.7%  |
| 将来にわたる実質的な財政負担 (A+B-C) |           | 55兆1,184億円 | 54兆4,454億円 | 6,730億円   | 1.2%    | ▲ 0.0% |
| 対標準財政規模                |           | 182.7%     | 183.2%     |           |         |        |

(1) 地方債現在高は、前年度末と比べ〇・五%増の約五兆八兆五、六五三億円。  
(2) 積立金現在高は、介護保険の円滑導入に係る基金が介護保険事業会計に移行したこと等から、前年度末と比べ、四・五%減の一〇兆八、六四七億円。  
(3) 将来にわたる実質的な財政負担は、前年度末より一・二%増の五五兆一、一八四億円。また、標準財政規模に対する比率は、前年度末より〇・五%ポイント低下の一八二・七%。  
(表 8 参照)

7 将来にわたる実質的な財政負担

(1) 経常収支比率は、前年度より〇・三%ポイント低下の八三・六%となり、二年連続で低下。これは、人件費、扶助費の減少等により経常経費充当一般財源の伸び率が低かったため。なお、経常収支比率は、この一〇年間で二・六%ポイント上昇。  
(2) 起債制限比率は、前年度と同率の一〇・九%。  
(表 6、7 (1)、(2) 参照)

6 財政構造の弾力性

(1) 経常収支比率は、前年度より〇・三%ポイント低下の八三・六%となり、二年連続で低下。これは、人件費、扶助費の減少等により経常経費充当一般財源の伸び率が低かったため。なお、経常収支比率は、この一〇年間で二・六%ポイント上昇。  
(2) 起債制限比率は、前年度と同率の一〇・九%。  
(表 6、7 (1)、(2) 参照)

(3) 一般財源  
一般財源は、利子割交付金、地方交付税等の増により増加 (歳入総額に占める割合は前年度より三・六%ポイント上昇の五九・九%)。  
(4) 国庫支出金  
国庫支出金は、介護円滑導入臨時特例交付金等が前年度追加計上されていたこと、介護保険制度の実施に伴う老人保護費負担金の減等により減少。  
(5) 地方債  
地方債は、普通建設事業の財源としての地方債の発行の減等により減少。地方債依存度 (歳入総額に占める地方債の割合) は、〇・六%ポイント低下の九・三%。  
(表 3 参照)

5 歳出

(1) 性質別  
(性質別)  
義務的経費は、人件費、扶助費の減により減少。扶助費は、介護保険

制度の実施に伴い老人福祉費の扶助費の大部分が介護保険事業会計から保険給付費として支出されるため減少。  
(2) 投資的経費は、その大部分を占める普通建設事業費の減により減少。  
(3) その他の経費は減少。このうち、積立金は介護保険円滑導入等に係る基金造成、補助費等は地域振興券交

付事業に係る支払いという増要素がなくなったことから減少。一方、繰出金は介護保険事業会計等に対する繰出により増加。  
(表 4 参照)  
(目的別)  
民生費、土木費、商工費等が減少し、衛生費等が増加。民生費の減は、介護保険制度の実施に伴い、新たに介護保険事業会計等への繰出金



## 政 策

地方公共団体による公的個人  
認証サービスのある方で報告書

## 総務省

総務省の「地方公共団体による公的個人認証サービスのある方検討委員会」（委員長：大山永昭東京工業大学フロンティア創造共同研究センター教授）は、行政手続の申請・届出等のオンライン化に必要な地方公共団体による公的個人認証サービスの実施に向けた技術的・制度的課題等について検討を進めてきたが、このたび報告書を取りまとめ、公表した。

個人認証サービスは、申請、届け出などの手続きをインターネットで行う際、申請者の「成りすまし」やデジタル情報の改ざんなどを防止するためのシステム。

同省はこの報告書を受け、地方公共団体による公的個人認証サービス制度の創設に向けた関連法案を今通常国会に提出することとしている。

『地方公共団体による公的個人  
認証サービスのある方検討  
委員会』報告書のポイント1 地方公共団体による公的個人  
認証サービス制度の必要性

○行政手続のオンライン申請等の手続保障に資すること

国及び地方公共団体の行政手続のオンライン申請・届出等の手続保障を確保するためには、オンライン申請等に必要な高度な個人認証サービスを地理的条件等による格差が生じることなく、低廉な費用で提供することが必要である。

このため、IT戦略本部が平成十

続が期待されており、本サービスにより提供される電子証明書を民間認証事業者が行う特定認証業務に係る本人確認に活用できるようにすることが求められている。

この場合、民間認証事業者は、高度な信頼性が確保された本人確認を効率的に行うことができ、その上で、属性認証等を加えるサービスを提供することとなり、電子商取引の活性化等に大いに資することとなる。

## 2 制度の仕組み等

## ○採用する電子署名

非対称鍵暗号方式による電子署名（デジタル署名）を採用する。

## ○運営体制

都道府県知事及び当該都道府県の区域内の市町村長は、法律の定めるところによって、相互に連携して、本サービスを住民に提供する。

具体的には、市町村長（本人確認機関）は、電子証明書の発行申請の受付、申請者の本人確認等の業務を実施する。都道府県知事は、市町村長による本人確認に基づく電子証明書の発行、電子証明書の失効情報の作成等の証明書発行・失効情報管理業務を行う。

○電子証明書の発行を受けることが

できる者  
住民基本台帳に記録されている者を対象とする。

## ○署名検証者

次の者のうち、あらかじめ都道府県知事に届け出た者とする。

(1) 行政機関等（国の機関・地方公共団体の機関等）

(2) 特定認証業務を行う民間認証事業者で一定の信頼性を有するもの

3 個人情報保護に最大限配慮して、サービスを提供すること

本サービス制度の運営に当たっては、取り扱う利用者の個人情報を最小限にとどめるとともに、OECD 8原則等に基づき、厳重かつ適切な保護を行う。

特に、次のような取扱いを行うこととする。

○電子証明書の発行に際しては、利用希望者が発行申請書に記載した「氏名、出生の年月日、男女の別、住所」を基に、実在性の確認、本人性の確認を行う。

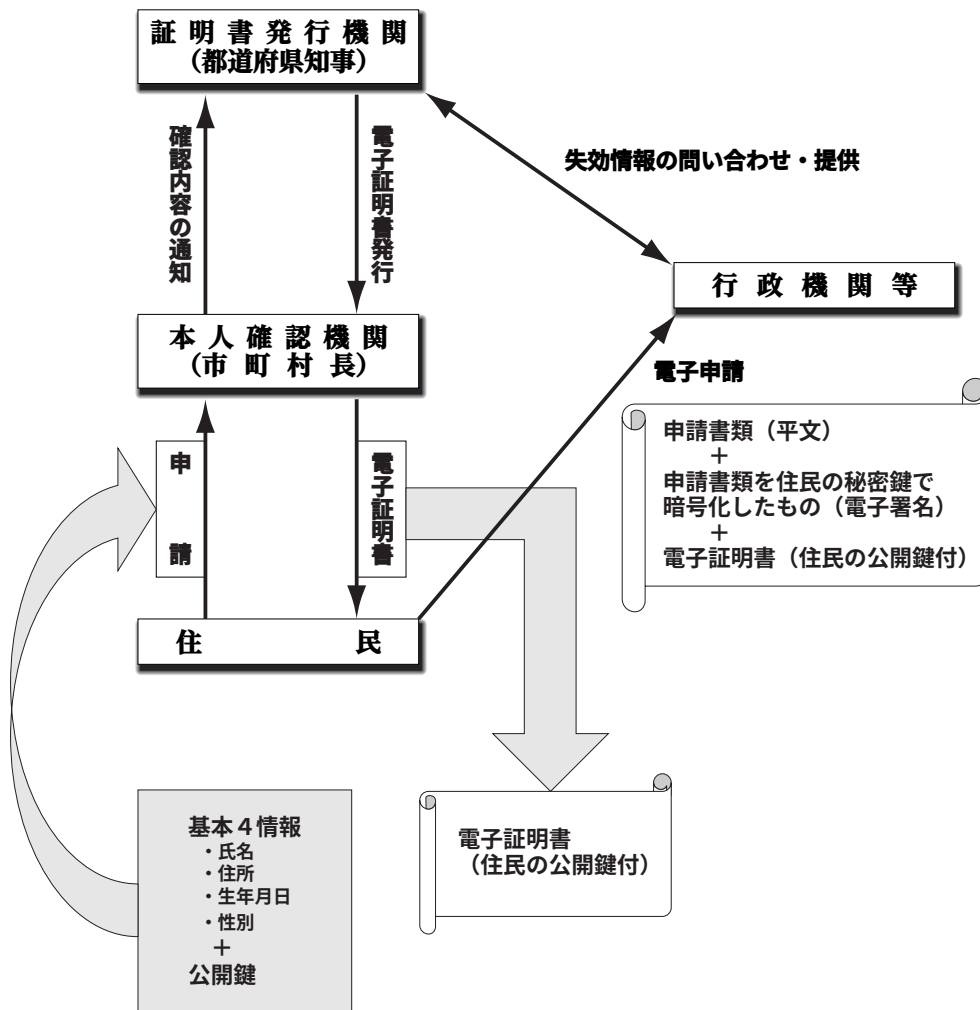
○鍵ペアは利用者本人が作成し、秘密鍵のアーカイブのシステムは採用しない。

○失効情報を作成する場合には、利用者からの請求のほか、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報のうち、異動等失効情報のみを提供を受けるにとどめる。（注）

「異動等失効情報」とは、住所・氏名・男女の別・出生の年月日の変更又は死亡の事実が生じた場合において、何らかの異動等の事実があった

## 政 策

## 地方公共団体による公的個人認証サービスの流れ



旨の情報のみをいい、異動等の区分や内容(新しい住所又は氏名等)及び住民票コードを含まないものである。この情報の提供を住民基本台帳ネットワークシステムから受けることにより、

(1) 住所等電子証明書記載事項の変更があった場合に、利用者及び市町村の担当者は、公的個人認証サービス側には申告を行う必要がなく、利用者の利便性の向上・市町村都道府県の事務の省力化に資すること、

(2) 失効情報作成の正確性が向上すること、

(3) 公的個人認証サービスのシステム側で、住所異動等に係る個人情報

の収集をせずに適確な失効情報を作成すること、一などが可能となる。

○電子証明書を受け取る署名検証者は、行政機関等に限定されるうえ、利用者から受け取った電子証明書をオンライン申請等の電子署名の検証以外の目的で利用することを禁止する。

## 市町村長特別セミナー受講者募集中

市町村アカデミー (市町村職員中央研修所) では、来る四月十一日(木)、十二日(金)の二日間、「これからの自治体経営」を重点テーマとして、左記により市町村長特別セミナーを開催します。

現在、定員に若干の余裕がありますので、受講をご希望の方は、四月三日(水)までに、市町村アカデミーに直接お申込みくださいます。

なお、市町村長に限らず、助役収入役の方も受講できます。

記

一、日 時 平成十四年四月十一日(木)

一二時三〇分から

十二日(金)

一二時三十分まで

二、講演

〔四月十一日(木)〕

「自治体における人と組織のイノベーション」

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科

教授 高橋俊介氏

「時代を見る目―21世紀の新潮流と日本の進路」

三井物産戦略研究所長 寺島実郎氏

〔四月十二日(金)〕

「ニュー・パブリック・マネジメントによる自治体改革」

北海道大学大学院法学研究科教授 宮脇 淳氏

〔新世紀市町村自治の課題〕

市町村アカデミー学長(前全国市長会事務

総長) 秋本敏文氏

※講演テーマ等については、変更する場合

があります。

三、締切 四月三日(水)

市町村アカデミーでは、申込書受理後

決定通知と併せて必要な事項を連絡しま

す。なお、定員を超えた場合は、受講でき

ないこともあります。

四、参加費 一〇、〇〇〇円

(宿泊費、食費、図書資料費等を含む)

五、申込及び問合せ先

市町村アカデミー研修部

〒二六〇一〇〇二五

千葉市美浜区浜田一丁目一番

電話 〇四三二七六二二二六

FAX 〇四三二七六二二二六

※市町村アカデミーではホームページを開

設しています。研修の概要やカリキュラム

等は、こちらでもご覧いただけます。アドレ

スは<http://www.jamp.gr.jp>です。

## 情 報

## カプセル Now &amp; New

管理職の出張旅費を廃止  
岩手県 田老町

職員の出張旅費として一日当たり千六百円から千八百円を支給してきた町は、経費削減を図っていくため、管理職手当を受けている課長級以上の幹部職員への出張旅費を廃止した。ただし、交通費等の実費は支給する。今回の措置により年間四十万円の削減が見込まれる。

議場を地域情報化研修センターとして活用  
宮城県 矢本町

町は、一年のうち約三百日間使われていない町議会議場を有効利用するため、閉会中の議場を地域情報化研修センターとして整備。パソコン二十五台、プリンター、大型スクリーンなどを設置した。ＩＴ講習会の会場に利用するとともに、開会中は資料説明等で活用する。

「世界俳句大会」の開催準備を推進  
秋田県 雄和町

これまで四十年以上にわたり俳句によるまちづくりを進めてきた町は、郷土の俳人石井露月の生誕百三十年となる今年九月に、英国に本部を置く世界俳句クラブ(WHC)との共催による「秋田雄和世界俳句大会・露月顕彰短詩型大会」の開催を計画。準備を進めている。

小学校統廃合について  
神奈川県 藤野町

町は、小学校の統廃合などについて町民の意見を聴くため

「公共施設等適正配置計画策定町民会議」を設置し、議論を進めてもらっていたが、十校ある小学校を三校に統廃合する最終提言がまとまった。提言を受けた町は、さらに地区住民の意見を聴いて方針を決定していく。

不法投棄防止に  
報奨金制度を導入  
山梨県 境川村

山林に囲まれ廃棄物の不法投棄が問題化していた村は、廃棄物不法投棄防止策の一環として、不法投棄の現場を発見し村に通報した団体や個人に対し、投棄者が確認された場合、一万円を支払う報奨金制度を導入している。不法投棄の防止、住民の意識啓発がねらい。

トイレの水洗化に助成  
新潟県 新潟町

町は、トイレの水洗化率を引き上げるため、下水道を引き込む際の配管工事を行う住宅に、一律十万円を助成する事業を実施している。町の下水道整備後、三年以内に配管工事を行う住宅が助成対象。平成十四年度から毎年度百〇百二十戸の水洗化を目指していく。

町の風物等を詠んだ  
かるたを販売  
福井県 三国町

町では、町教育委員会が作成した「みくにのいろはがるた」が好評だったことから、一般への予約販売を行っている。かるたは、東尋坊やカニなど町の名所や風物を詠んだ句を町民から募集し、生涯学習グループに頼んで絵を描いてもらったもの

で、小学校等に配布していた。

温泉を利用した  
運動不足解消教室を実施  
長野県 丸子町

町は、町内の温泉にある二十五メートルプールを利用し、四十歳以上の町民等を対象に運動不足解消教室を実施した。また、町の福祉センターでは、障害者対象の押し花や俳句のカルチャー教室を開くなど、町民の健康、福祉の向上に向けた様々な取り組みを進めている。

ハイブリッド型の  
街灯を設置  
岐阜県 南濃町

町は、地球温暖化防止策の一環として、風力と太陽光の自然エネルギーだけを電源とするハイブリッド型の街灯を五十五基導入し、町道に設置した。ハイブリッド型の街灯の大量導入は全国でも初めての試みで、年間二・九トンの二酸化炭素量が削減できる見通し。

高級バラの  
特産品化を推進  
静岡県 河津町

平成十三年四月にバラ園「河津バガテル公園」がオープンした町では、高級品種のバラ「イングリッシュローズ」を町の特産品としていこうと、同バラの栽培に乗り出した。その手始めとして町内の栽培農家に六千二百本の苗木を委託し、栽培してもらっている。

コミュニティビジネス  
の実証的調査を推進  
京都府 加茂町

福祉関連や資源リサイクルなどの分野で地域が主体となっており、取り組むコミュニティビジネス

の可能性を探っていくため、町は京都府と共同で、学識経験者や地域代表、起業家などによる研究会を設置し、同ビジネスの実証的調査に取り組んでいる。

二十世紀梨を  
大切に  
制定  
鳥取県 東郷町

町は、名産の二十世紀ナシを守っていくため、二十世紀梨を大切に育てる条例を制定した。優れた果実の生産・販売に努める町民等の役割や、生産振興や二十世紀ナシを生かした地域づくりを支援する町の責務などを明記。「二十世紀梨を考える委員会」の設置も規定している。

町民参加の  
ミュージカルを初公演  
岡山県 勝北町

町文化センターのオープンを機に、町民参加を得て地元につながる「黒媛(くろひめ)伝説」を題材にしたミュージカル「黒媛物語」の制作・公演の準備を進めていた町は、昨年十一月に中間公演として初公演を行った。平成十五年には野外ステージで本公演を開催していく予定。

地域活性化  
住宅条例を制定  
鹿児島県 川辺町

町は、民間資金を活用して町営住宅を建設し、住民が過疎地域に定住する環境を整備していく「地域活性化住宅条例」を制定した。小学生以下の子どもを持つ家庭に入居してもらい児童減少に歯止めをかけるのがねらいで、家賃は月三万円。

## カプセル Now &amp; New



## 情 報

## 本当に役立つ「情報整理術」とは何か

東谷 暁  
フリージャーナリスト

外との交流がほとんどない少数民族の社会を訪れた文化人類学者は、その社会の情報をもとのように収集・整理するのだろうか。

何年も住み着いて調査できるわけではないから、短期間に出来るだけ観察して、可能な限り多くの人々に話を聞くが、それだけでこの少数民族の文化が完全に理解できたと思うのはあまりに危険だろう。

そこでどうするかといえば、すでに情報が豊富な隣接する少数民族と比較したり、距離的には離れていても類似の文化を持つ民族のデータを参照して、とりあえず、その社会のイメージを作り上げるのである。

冷戦時代には、ソ連の内部事情をさぐることを仕事とする、クレムリン・ウォッチャーと呼ばれる人たちが存在した。もちろん、スパイをつかい衛星写真を利用してソ連内部を観測するのだが、政治局内部の細かな動きはなかなか見えない。

クレムリン・ウォッチャーたちは、ソ連の新聞である『プラウダ』や『イズベスチャ』を毎日毎日すみ

からすみまで読んだ。もちろん、当時のソ連だから新聞に載った記事など検閲が入っているし、文章は饒舌ではあっても退屈なことおびたらしい。

しかし、ときおり政治局員の名前の序列が変わったり、ある人物に関する記述に微妙な変化が現れる。この変化をひとつひとつ過去の膨大なデータと照合することによって、公式には発表されなかった有力者たちの出世や失墜、果てはその家族の内情までが推測可能になったといわれている。

すでに外との交流がない未開社会も消滅し、旧ソ連もこの世界からなくなってしまう。しかし、情報を集めてそれを何かに役立てるという作業は、これら二つの事例とあまり変わらない。重要なのは、自分が手にした「情報」が、どのような情報源から出てきたのか、さらに、獲得した新しい情報を、すでに入手していた情報の中で、どのような位置づけにするかということなのだ。

私たちが直面している社会は「情報社会」などといわれるので、情報はいくらでもあるように考え

ている人が多い。インターネットが普及してからは、さらにこうした思い込みが加速している。しかし、本当に役立つような情報を得るのは、未開社会の人々の会話から結婚制度を推測したり、『プラウダ』の膨大な文章の中から政変の兆しを見つけるより、もつと難しいのではないだろうか。

インターネットを使っている人ならばお気づきだろうが、たとえば「情報技術革命」という言葉を入れただけで約五五〇〇件のサイトが見つかる。だが、この数の多さに驚いて「情報社会は素晴らしい」などと思つたら間違いだらう。その中で、自分にとって役立つサイトなど三つか四つあればいいほうだ。しかも役立つと思ったサイトに収録されているデータが本当に信頼に足るものかどうか、何の保証もない場合が多いのである。

私はジャーナリストを名乗って文章を書いているので、取材し、情報を集め、それを整理して記事に仕立て上げていくが、少しでも信用のおけるものを書こうと思えば、インターネットに流れる情報を鵜呑みにするわけにはいかない。それどころか、インターネット情報は、私の中では第三番目か第四番目にランクされているにすぎない。

情報が多ければ多いほど、また手に入るデータが大量になればな

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

☎ 03-5512-4726(代)

営業所 (全国26か所)



## 情 報

るほど、ますます重要になってくるのは、新しい情報とデータの解読力であり、対照比較できる確実な情報とデータのストックなのである。その点、文化人類学者の調査やクレムリン・ウォッチャーとそれほど変わるところはない。

第一に、これから調べようと思う対象の情報やデータはどのようなところに、どのような形であるかを十分に検討する。

第二に、情報やデータが得られたときに、それらの信頼性を評価できるようにするために、基礎的な知識や周辺のデータをできるかぎり集めて、可能なかぎり多くのなかに詰め込んでおく。

第三に、自分が集めたデータに間違った評価を与えていないか、何度も疑ってみる。自分で判断がつかなくなれば、判断のできる人を捜してその人の意見を聞いてみる。

第四に、とりあえずのイメージを作り上げて、そのイメージに矛盾がないかを、集めた情報とデータで逆にチェックしていく。

私はたまたま「知的生産」とか「情報整理」とは縁の深い職場を、いくつもわたり歩いてきた。八〇年代には、アスキー社というパソコン・ソフトの元締めのような会社で、個人情報整理のノウハウを提供する雑誌や書籍を作っていたこともある。

この世には「情報おたく」とでもいえるような、何でもかんでもデータを集めることが好きな人がある。また、「情報電子機器おたく」とでもいうべき情報電子機器コレクターがいて、新製品が出るたびに買い換えている人も存在する。私は情報を集めて楽しむことも、電子機器を買い集める楽しみも否定はしないが、それが知的生産や情報整理と結びつくとは限らないケースを多く見てきた。

そうした体験からいえば、知的生産や情報整理というのは電子機器や道具が大事なのではなくて、自分が必要とする情報にどのような向き合うかで決まると思うようになった。ノウハウといえるようなものも、結局は以上列挙した四つにつきる。パソコンやインターネットを使ったからといって、情報源の信頼性や全体での位置づけに無頓着であれば、手に入るのはクズのような情報だけである。

むしろ「情報、情報……」と集め回ったり、「ＥＴ、ＥＴ……」と電子機器に頼ることから一旦はなれてみると、自分がこの「情報社会」でどう行動すればいいかわかってくるのではないだろうか。情報電子機器の使い方はそれからでも遅くはない。

この街、素敵にサポートします。



北原 奈々子

お手伝いします、魅力ある地域づくり

 公営企業金融公庫

## 随 想

## ■万葉のふるさと町づくり



鳥取県町村会長  
国 府 町 長  
木 村 肇

随 想

『新しき 年の始めの 初春の  
今日降る雪の いや重け吉事』  
—国府町の町づくりはこれから始  
まったと言える。しかし未だ道の  
りは険しい。

万葉歌人 大伴家持は今から約  
千二百四十年前の天平宝字二年  
(七五八年)の六月に、因幡の国司  
に任ぜられる。翌天平宝字三年春  
正月一日、国庁の館で年頭の所感  
を託して詠んだとされ、万葉集の  
最後を飾る歌として有名である。  
そして国府町ではこの一首しか歌  
を詠んでいないとされている。ま  
た歌人でありながらその後は歌を  
詠んでいないとされている。今も  
私達にとって大いなる謎を抱かせ  
るところとなっている。

国府町は、鳥取県の東端に位置  
し、東は兵庫県温泉町、西は鳥取  
市に接する東西一八km、南北七

km、面積九三・四km<sup>2</sup>、人口八、六  
〇〇人の小さな中山間地の町であ  
る。町の歴史は古く、奈良時代よ  
り因幡の国府が置かれ、町名の由  
来ともなっている。

また庁、国分寺、法花(筆)寺、  
三代寺などの地名が現在も集落の  
名前として使われている。史跡と  
しても因幡国庁跡(八世紀前半)  
をはじめ、多くの古墳類や、山陰  
で最古の石造建築物(七世紀中  
頃、江戸時代では歴代鳥取藩主  
の墓所など、国の重要文化財や学  
術的価値の高い貴重なものが数多  
く残っている。また、当時の国司  
には、先に述べた大伴家持、在原行  
平、大江広元などが赴任している。  
そのような背景のもとで、私は  
昭和六十二年十二月に就任するこ  
ととなった。時あたかも、竹下内  
閣がふるさと創生一億円事業を打

ち出す動きの直前であった。早速  
に国府町も、町づくりの基本をど  
こに置くべきか、町内から議論が  
沸き上がることとなった。

町もそれを受けて、平成元年ふ  
るさと創生検討委員会を設置し、  
ふるさとづくり一億円アイデア募  
集を行い、町民の意見を聞くこと  
とした。私達がそのなかで得た結  
論は、どの町にも、独特の長い歴  
史に支えられた個性と特徴がある  
はずである。それを良く見定め、  
最大限に活かした町づくりを進め  
ることであった。それが万葉のふ  
るさと。『こくふ』である。第七次  
総合計画にいたる今日迄、変らざ  
る命題となっている。

『万葉集』—多くの人達の知ると  
ころである。日本で最も古い国民  
歌集と言われている。全二十巻、四  
千五百十六首、天皇から防人や農  
民にいたるまで、この時代に生き  
た人々の思いが万葉仮名に託され  
ている。そして万葉のゆかりの地  
が、全国のほとんどの都府県にわ  
たっていることである。

万葉集に少しでも関心を持たれ  
た人であれば、誰しもこの歌集に  
大いなる魅力をいだくものであ  
る。それはこの時代に生きた諸階  
層の人びとの姿があからさまに万  
葉仮名に託されているところに  
あっている。食においても現代人

にも通ずる健康食を歌集のなかか  
ら垣間みることができる。

このような思いのなかで、国府  
町は四年の歳月をかけ、平成六年  
十月に「因幡万葉歴史館」をオー  
プンしたのである。大伴家持を中  
心とした展示、万葉時代の衣食  
住、因幡地方の歴史と文化を学ぶ  
ことができる施設としても整備し  
ている。

また同時期に、短歌の「大伴家  
持大賞」を創設した。平成十三年  
で第八回を重ね、国内はもとより  
国外からも多くの応募が得られ、  
定着したイベントの一つとなっ  
ている。また万葉集をより理解し  
ていただくため、万葉集朗唱の会も  
行っており、各地の万葉ファンの  
参加を得ている。今日では、全国  
の万葉ゆかりの地とのネットワー  
クも広がっており、共同のPR事  
業、交換展示など、さまざまな活  
動も試み、地域づくりへの道を歩  
んでいる。

平成十四年は、第十七回国民文  
化祭が鳥取県で開催され、国府町  
では、「万葉フェスティバル」を  
テーマとして参加することとして  
いる。一層関係地域との交流が進  
むことを期待している。

国府町は『万葉の世界に燃え  
る』を合言葉に、更なる町づくりに  
夢をかけて行きたいと考えている。

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 「新しい時代における教養教育の在り方について」答申 ― 中央教育審議会 ―

中央教育審議会は、二月二十一日、新しい時代における教養教育の在り方について答申した。

答申は、新しい時代の教養の全体像として地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考え、新しい状況に的確に対応していく力が必要であるとしている。

具体的には、①主体性ある人間として向上心や志を持って生き、新しい時代の創造に向かって行動することができる力や他者の立場に立つて考えることができる想像力②我が国の伝統や文化、歴史等に対する理解を深めるとともに、異文化やその背景にある宗教を理解する資質や態度③科学技術の著しい発展や情報化の進展に対応し、功罪両面についての正確な理解力と判断力④論理的思考力や表現力の根源である国語力⑤礼儀・作法など身体感覚として身につけられる修養的教養―を挙げ、生涯にわたって培っていく努力が必要であるとしている。

そのための方策として、子どもに毎日決まった手伝いをさせること、テレビやゲームに費やす時間を制限すること―など家庭教育を充実させるとともに、素読や暗唱、朗読など言葉のリズムや美しさを覚えさせたり、美術館や博物館・劇場・地域の文化財・図書館などを活用し、子ども達の知的好奇心を高める取組が必要としている。

## 移動半島ツーリズム大学開催

去る二月十九日（二十一日）、国土交通省、千葉県、館山市が主催、全国半島振興市町村協議会他の後援により、第二回移動半島ツーリズム大学が、千葉県館山市で開催された。これは、昨年初めて北海道松前町で開かれ、場所を変えながら、半島地域に共通する課題について智恵を絞る三日間の大学として、フィードバック、ワークシヨップの手法を取り入れながら参加者自ら考える場として開かれていたもの。今回の参加者は、地方自治体関係者や地域住民、民間の方々で、公開講座約九〇〇名、ワークシヨップ参加者約六〇〇名の規模となった。

初日、公開講座では、溝尾良隆立教大学教授より学長挨拶の後、写真家浅井慎平氏と千葉県堂本暁子知事による特別対談「南房総の自然と風景」が行われた。また、パネルディスカッションでは「半島の魅力を探り起こす」をテーマに、活発な意見が交わされた。

更に、この場において、平成十三年度半島地域活性化優良事例表彰式および事例発表が行われ、国土交通大臣賞に（財）山口県大島郡国際文化協会、全国半島振興市町村協議会長賞に北海道厚沢部町観光協会、半島地域振興対策協議会長賞に秋田県八竜町、半島地域振興対策協議会長賞に協議会長賞に富山県氷見市赤毛コミュニティセンターの、四団体それぞれ受賞、表彰された。

二日目は、「農林漁業の体験交流を通じて地域の活性化」など四つのテーマに分かれ、フィールドワークや視察などを行いながら、意見交換・議論するワークシヨップが開かれ、最終日には、その成果の発表や幅広い意見や提案が行われ、閉校された。

## 農産物直販・加工に関する意向調査まとめ ― 農林水産省 ―

農水省は、このほど「農産物の直販・加工に関する意向調査結果」を公表した。

この調査は、平成十三年十一月から十四年一月にかけて農産物の直販・加工に取り組んでいる農家三千戸を対象に調査を行ったもので、直販は一千五百二十九戸、加工は九百八十戸から回答があった。

直販に取り組む中で良い点（複数回答）を聞いたところ、「消費者との交流やニーズ（要望）の把握ができること」が四五％と最も高く、次いで、「自らが生産・加工・販売（価格決定）を通してできること」（四一％）、「所得の変動を減らし経営が安定化すること」（三七％）の順であった。

直販で力を入れたことについては、「販売数量の増大」が四五％と最も高く、「味や品質面の均一化」（三八％）、「消費者との交流促進」（三六％）の順であった。

次に、加工に取り組む中で良い点は、「自らが生産・加工・販売（価格決定）を通してできること」が四〇％と最も高く、「商品を高く売ることができること」（三三％）、「年間を通じて仕事が確保できること」（三十％）の順であった。

加工に取り組む中で力を入れたいことは、「味や品質面の均一化」が四八％、「商品の安全性の確保」（四二％）、「販売数量の増大」（三七％）が挙げられている。



# 都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

## くつろぎを最優先にこだわった客室

シングル 131室 8,500円より  
ツイン 18室 16,000円より  
★8～16F

客室は広めで(シングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。

一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



## 東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

### 特別サービスとして

1 ご宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括でご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。  
ご希望により調理もいたします。

※ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

在京出身者の集いなど  
町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行・家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

## 東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊＜特別料金＞ (室料)

シングルA 6,800円 (通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円 (通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

### 東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



【交通案内】

有楽町線・半蔵門線・南北線  
「永田町駅」3番出口徒歩1分  
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧] 北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・島根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・  
お問い合わせは

**全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号